

## 日本版スチュワードシップ・コードへの対応

肥後銀行企業年金基金は、2019年12月に「責任ある機関投資家の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）」（以下、「SSコード」）の受入れを表明いたしました。また、SSコードの更新を受け、2020年9月に改訂版へ更改いたしました。

SSコードとは、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的として策定された機関投資家の行動規範のことです。

当基金のように、運用受託機関に運用を委託している機関投資家においても、SSコードの受入れを表明し、SSコードで定める活動を行っていくことで、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長の進展による投資リターンの拡大を促し、従業員の資産形成や母体企業の財政状態の向上に貢献するものとされています。

肥後銀行企業年金基金は、SSコードの基本方針および行動規範の各原則に基づき、責任ある機関投資家としての活動の充実を図ってまいります。

## スチュワードシップ責任を果たすための方針

### 1. 基本方針

肥後銀行企業年金基金（以下、「当基金」という。）は、「資産保有者としての機関投資家」として『責任ある機関投資家の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》』（以下、「日本版スチュワードシップ・コード」という。）の受け入れを表明します。

当基金は、直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わないことから、運用受託機関に対し、責任ある機関投資家として投資先企業やその事業環境等に関する深い理解の他運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく投資先企業との「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことにより、当基金・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るよう行動することを要請します。

### 2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定しこれを公表すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、当該コードの諸原則にのっとり、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めます。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反への明確な方針の策定、公表および遵守を求めます。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を策定し、当該方針が投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫することを求めます。また、当該方針に基づき議決権行使結果を公表するよう求めます。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、少なくとも年一回の報告を求め、その結果を最終の受益者である当基金の加入者・受給権者に定期的に報告します。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関に対しては、運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づいた実効的なスチュワードシップ活動を行うための実力を備えるよう求めます。また、当基金は運用受託機関のスチュワードシップ活動を適切に判断、評価する実力を備えるよう努めます。

原則8 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は、機関投資家向けサービス提供者に該当しません。

以 上